

SKYLON MITSUSE AIRFIELD 利用規約（2025年11月制定）

第1条（目的）

本規約は、SKYLON MITSUSE AIRFIELD（以下「当フィールド」といいます）の利用に関する条件を定め、利用者が安全かつ快適に施設を利用できることを目的とします。

第2条（会員登録・利用資格）

1. 当フィールドの利用には会員登録が必要です。
2. 18歳未満の方は利用できません（保護者同伴で見学は可）。
3. 会員は、同伴者1名までの入場が可能です（同伴者の行動について全責任を負うものとします）。
4. 会員登録時に本規約に同意したものとみなします。

第3条（遵守事項）

1. 利用者は、航空法その他関係法令、並びに当フィールドが定める安全ルールを遵守するものとします。
2. 電波利用にあたっては、他のドローン操縦者に影響を与えないよう十分配慮してください。
3. ドローンは指定エリア内・指定操縦席からのみ飛行可能です。
4. FPV（First Person View）機の使用は優先されますが、他の利用者との譲り合い・調整をお願いします。
5. 目視外飛行について、当施設は屋外のため航空法が適用されます。立入管理措置がなされており、第三者の立ち入りを確実に制限しておりますので、100g以上のFPVを一人で練習されたい方は、航空局への包括申請で「目視外」「人または物件と30m未満での飛行」の許可を得ている場合に限り飛行が可能です。

第4条（安全・責任）

1. ドローンは人や物に損害を与えるおそれのある機器です。操縦には細心の注意を払ってください。
2. 施設内外での事故・盗難・トラブル等について、当フィールドは一切の責任を負いません。
3. 利用者は必ずドローン保険（例：ラジコン保険・東京海上日動火災保険等）に加入してください。
4. ドローンが敷地外に飛び出した場合は、速やかに安全を確保し回収してください。

第5条（禁止事項）

次の行為は禁止します。違反が確認された場合は退場・会員資格停止となる場合があります。

1. 無断での商用利用・イベント開催・レッスン開催
2. 飲酒または体調不良時の操縦
3. 他の利用者への迷惑行為・危険行為
4. 施設設備の改変・破損行為

5. 指示に従わない行為・公序良俗に反する行為

第6条（利用料金）

1. 当フィールドの利用料金は、1日あたり1,500円（税込）とします。
2. 支払方法は、現地決済でPayPayのみとします。
3. 支払完了後の返金はいりません。

第7条（設備・運営）

1. 設備の改変・持ち込み機材の設置は原則禁止です。
2. 防犯カメラの映像は、安全確認およびトラブル対応の目的で利用します。
3. ゴミや持ち込み物はすべてお持ち帰りください。
4. 喫煙は指定の場所のみで可能です。
5. 貸し切り利用・イベント利用を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

第8条（利用制限・休場）

1. 天候・メンテナンス・イベント開催等により、予告なく利用を制限または休場することがあります。
2. 会員であっても、これらの場合に優先的な利用を保証するものではありません。

第9条（免責事項）

利用者は、自己の責任と判断において当フィールドを利用するものとし、当フィールドは以下の損害について一切の責任を負いません。

1. 利用者の不注意・過失による事故・怪我
2. 他の利用者とのトラブル
3. 機体や機材の破損・紛失・盗難

第10条（規約の変更）

1. 当フィールドは、運営上の必要に応じて本規約を変更することがあります。
2. 変更内容は公式ウェブサイトへの掲載により周知し、掲載をもって効力を生じます。

制定日：2025年11月

運営：SKYLON MITSUSE AIRFIELD 運営事務局